

四日市市告示第 55 号

令和 6 年能登半島地震被災者見舞金の給付に関する要綱を次のように定める。

令和 6 年 2 月 13 日

四日市市長 森 智 広

令和 6 年能登半島地震被災者見舞金の給付に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 6 年能登半島地震により被災し、本市に避難してきた被災者の生活基盤の回復に資するため令和 6 年能登半島地震被災者見舞金（以下「見舞金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(被災地)

第 2 条 この要綱において被災地とは、令和 6 年能登半島地震により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用となった地域（新潟県、富山県、石川県及び福井県の 47 市町村）のことをいう。

(給付対象)

第 3 条 見舞金の給付の対象は、被災地に住所を有し、住家を失った世帯で、本市へ避難して 1 箇月以上居住し（居住する予定を含む。）、第 5 条に定める申請の日に本市に居住しているものとする。

(見舞金の額)

第 4 条 見舞金の給付は、同一世帯につき 1 回限りとし、その額は 1 世帯 8 万円とする。ただし、単身者の世帯については 4 万円とする。

(申請)

第 5 条 見舞金の給付を受けようとする世帯の世帯主は、令和 6 年能登半島地震被災者見舞金給付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が本人であることを確認できる書類

(2) リ災証明書

(3) 令和 6 年 1 月 1 日に申請者の世帯が被災地に住所を有していたことが確認できる書類

2 世帯主がやむを得ない理由により前項の申請をすることができない場合は、世帯員が申請することができる。

3 第 1 項に定める申請は、令和 7 年 1 月 31 日までに行わなければならない。

(給付決定)

第 6 条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、給付対象の要件を確認し、見舞金の給付

の可否を決定するものとする。

(給付の方法)

第7条 市長は、前条に定める給付の決定をしたときは、口座振込により見舞金の給付を行う。ただし、市長が別に定める場合は、他の方法により給付することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

四日市市長

申請者(世帯主)	住 所		(電話番号： — —)			
	氏 名					
	生年月日		年 月 日生			
現在の居所		四日市市 ☐ 住所と同じ				
被災地の住所		☐ 住所と同じ				
振込先	金融機関	銀行				支店 支所 出張所
	口座番号		口座名義人 (申請者に限る)			
世帯員	氏 名	(続柄：)				
	生年月日	年 月 日生				
	氏 名	(続柄：)				
	生年月日	年 月 日生				
	氏 名	(続柄：)				
	生年月日	年 月 日生				
	氏 名	(続柄：)				
	生年月日	年 月 日生				
	氏 名	(続柄：)				
	生年月日	年 月 日生				

(健康福祉部 福祉総務課)